

議員提出議案第二号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

書

本案を次のとおり提出する。

平成二十七年三月十九日提出

筑面市議会議員 神田 隆生

同 中 嶋 三四郎

同 西 田 隆一

同 林 恒男

同 神 代 繁 近

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

書

わが国においてB型またはC型肝炎ウイルスの感染者は合計三百五十万人以上いると推定されている。感染の主な原因は、集団予防接種などの医療行為とされており、平成二十二年一月に施行された肝炎対策基本法の中でも、感染拡大についての国の責任及び肝炎患者の救済の責務が明記されている。

これを受けて、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されている。しかし、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、病態がより重篤化した肝硬変・肝がんに対する治療についての医療費助成制度が存在しない。このため、特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、身体障害者福祉法上の肝機能障害にかかる障害認定（障害者手帳）の認定基準は、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、極めて厳しい基準となっており、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成二十三年十二月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対

する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日百二十人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、次の事項を実現するよう強く要望する。

#### 記

一 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

二 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

三 肝炎ウイルス検査の未受検者、ウイルス検査陽性者の未治療者の実

態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年三月二十五日

箕面市議会